

令和5年11月定例会

# 文教警察企業常任委員会会議録

令和5年12月6日～7日

場 所 第3委員会室



令和5年12月6日(水曜日)

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和5年度宮崎県一般会計補正  
予算(第5号)

○議案第11号 民事訴訟事件の和解及び損害賠  
償の額の決定について

○議案第27号 公の施設の指定管理者の指定に  
ついて

○議案第33号 令和5年度宮崎県一般会計補正  
予算(第6号)

○議案第37号 令和5年度宮崎県育英資金特別  
会計補正予算(第1号)

○議案第38号 令和5年度宮崎県公営会計(電  
気事業)補正予算(第1号)

○議案第39号 令和5年度宮崎県公営会計(工  
業用水道事業)補正予算(第1  
号)

○議案第40号 令和5年度宮崎県公営会計(地  
域振興事業)補正予算(第1号)

○議案第43号 市町村立学校職員の給与等に関  
する条例の一部を改正する条例

○その他報告事項

- ・高岡警察署等移転候補地の選定について
- ・特殊詐欺の現状と被害防止対策について
- ・令和5年度各事業の上半期の状況について
- ・渡川発電所のFITによる売電開始について
- ・宮崎県「教育の情報化」推進プラン改訂に係  
る検討状況について
- ・県立高校生の就職内定状況について

○閉会中の継続審査について

出席委員(7人)

委員 長	山内 佳菜子
副委員 長	山内 いっとく
委員	西村 賢
委員	日高 陽一
委員	前屋敷 恵美
委員	齊藤 了介
委員	井本 英雄

欠席委員(なし)  
委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部	
警察本部長	平居 秀一
警務部長	奈良 文代
警務部参事官兼 首席監察官	山崎 猛
生活安全部長	迎 修二
刑事部長	三原 健
交通部長	湯浅 晴之
警備部長	久留米 英樹
警務部参事官兼 会計課長	黒木 真二
警務部参事官兼 警務課長	日高 貴
警務部参事官兼 総合管理課長	神村 守人
生活安全部参事官兼 生活安全少年課長	室屋 利春
総務課長	杉村 昌俊
生活環境課長	田中 宏光
サイバー犯罪対策課長	小野 哲也
交通規制課長	岩田 浩幸
運転免許課長	池田 健二

企業局

企業局長	井手 義哉
------	-------

副 局 長  
( 総 括 ) 山 下 栄 次  
副 局 長  
( 技 術 ) 有 馬 誠  
技 監 官 田 晃 尚  
総 務 課 長 伊 豆 雅 広  
経 営 企 画 室 長 山 元 孝 訓  
工 務 管 理 課 長 丹 山 竜 一 郎  
施 設 保 全 課 長 松 生 晃  
発 電 設 備 課 長 日 高 誠  
総 合 制 御 課 長 小 野 一 彦

教育委員会

教 育 長 黒 木 淳 一 郎  
副 教 育 長 小 牧 直 裕  
教 育 次 長  
( 教 育 政 策 担 当 ) 奥 村 昌 美  
教 育 次 長  
( 教 育 振 興 担 当 ) 佐 々 木 孝 弘  
教 育 政 策 課 長 久 保 範 通  
財 務 福 利 課 長 畑 中 道 一  
育 英 資 金 室 長 唐 仁 原 博  
高 校 教 育 課 長 間 曾 妙 子  
義 務 教 育 課 長 田 中 幸 一  
特 別 支 援 教 育 課 長 横 山 貢 一  
教 職 員 課 長 大 山 和 彦  
生 涯 学 習 課 長 猪 野 貴 一  
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 木 宮 浩 二  
文 化 財 課 長 長 友 由 美 子  
人 権 同 和 教 育 課 長 永 井 敬 雄  
図 書 館 長 平 山 文 春  
美 術 館 副 館 長 梅 田 一 明  
総 合 博 物 館 長 松 野 義 直

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹 黒 田 真 紀

政策調査課主査 西 尾 明

○山内委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第43号「市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」に対する人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付してある資料を御覧ください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、人事委員会の意見を聞いた回答でありますので、参考にお配りしております。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、警察本部長に概要説明を求めます。

○平居警察本部長 委員の皆様には、平素から警察の運営に関し深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日御審議いただきます議案が1件、その他の報告が2件ございます。

まず、議案でございますが、議案第33号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち、公安委員会に係るものでございます。

その他の報告でございますけれども、「高岡警察署等移転候補地の選定について」、「特殊詐欺の現状と被害防止対策について」の2件を報告

いたします。

それぞれ担当部長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

**○山内委員長** 次に、議案に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

**○奈良警務部長** それでは、令和5年11月定例会提出の議案第33号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）」——公安委員会関係について御説明します。

お手元の常任委員会資料にあります歳出予算説明資料3ページを御覧ください。

これは、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う人件費の補正となります。給与改定に伴い必要となる人件費等の所要額を計上しております。

補正額の総額は3億4,681万1,000円となります。内訳につきましては、職員の人件費が3億2,033万3,000円、会計年度任用職員の人件費が2,647万8,000円となっております。

**○山内委員長** 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

**○齊藤委員** 職員と会計年度任用職員の人数を教えてください。

**○奈良警務部長** 警察官は2,034人、一般行政職員は313人、会計年度職員は201人で算定しております。

**○山内委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○山内委員長** 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

**○奈良警務部長** それでは、高岡警察署等移転

候補地の選定について御説明いたします。

資料5ページ、高岡警察署の現状を御覧ください。

高岡警察署は、築後57年が経過しており、老朽化や狭隘化に加え、過去に複数回浸水被害に遭うなど、警察活動に支障を来している状況にあります。

次に、資料6ページを御覧ください。

2の一ツ葉庁舎の現状についてです。

警察本部執行隊の自動車警ら隊と交通機動隊が拠点とする一ツ葉庁舎は、築後42年を経過しており老朽化が進んでいます。また、津波浸水被害が想定される沿岸部に位置していることから、災害発生時の出動要員に指定されている自動車警ら隊と交通機動隊が南海トラフ巨大地震等の津波発生時にその役割を十分に発揮できないことが想定されるため、新警察署の庁舎に移転することを検討しております。

次に、3の候補地の選定です。

候補地といたしまして、国富町運動公園の西側部分で、現在、幼児プール、遊具施設、駐車場等が整備されている箇所を選定しています。面積は、約8,200平方メートル、土地の所有者は国富町でありまして、国富町には土地譲渡の打診を行っております。

次に、資料7ページを御覧ください。

4の候補地選定の理由についてです。

選定理由の1つ目は、ハザードマップの浸水エリア外であることです。現在の高岡警察署が所在している高岡町を含めた地域で、浸水エリア外に候補地を選定しております。

2つ目は、住民の利便性がよいことです。警察法施行令第5条第2号において、警察署の位置は管轄区域全体における住民の利便性や交通事情等を参酌して決定することとなっております。

す。

3つ目は、敷地の広さが十分ということです。高岡警察署と一ツ葉庁舎を統合しても十分な広さがあり、南海トラフ巨大地震被災時の後方支援や応援部隊等の受入れも可能な警察本部の代替施設としての活用も考えており、そのための十分な広さがあるということです。

4つ目は、候補地東隣のグラウンドがヘリコプターの離着陸場に指定されており、防災拠点として適した場所であるということです。

以上、住民の利便性や防災拠点としての役割等を総合的に勘案して、警察機能を十分発揮できる最も適した場所と判断し、移転候補地に選定したものであります。

次に、5の事業スケジュールです。

今年度は、住民への説明を丁寧に行わせていただき、その後、令和6年度に土地を取得し、令和11年3月完成を目標としております。

最後に、資料8ページ、今後の検討課題について御説明いたします。

1つ目は、警察署移転に伴う管轄区域の見直しです。新警察署が国富町へ移転することに伴い、隣接する宮崎北警察署及び宮崎南警察署が管轄する宮崎市の一部地域について、住民の利便性の向上等を目的に、新警察署の管轄区域への編入を検討してまいります。

2つ目は、警察署名称の変更です。新警察署の位置が、旧行政区である高岡町でなくなることや管轄区域に宮崎市の一部を含んでいることなどを踏まえ、警察署名を宮崎西警察署に変更することを検討してまいります。

**○迎生活安全部長** それでは、特殊詐欺の現状と被害防止対策について御報告いたします。

文教警察企業常任委員会資料9ページを御覧ください。

初めに、特殊詐欺の現状であります。

項目1の(1)の認知件数につきましては、令和3年から増加傾向になり、本年は10月末現在で46件となっております。被害者の年齢を見ますと、高齢者の占める割合が高い傾向にあり、昨年は52件中29名、約6割が高齢者でありました。

本年認知した46件の手口の内訳は、架空料金請求詐欺が30件、還付金詐欺が7件、オレオレ詐欺が2件、預貯金詐欺が2件、キャッシュカード詐欺等が2件などとなっております。

(2)の特殊詐欺に関する相談件数につきましては、令和4年に増加に転じ、本年は10月末現在で昨年同月比でプラス94件となる868件となっております。

本年の特殊詐欺に関する相談内容としては、有料サイトの未納料金やインターネットのウイルス感染の解決費用を口実に電子マネーを購入させてだまし取るといった架空料金請求詐欺に関する相談が最も多くなっております。

このような現状を踏まえまして、県警におきまして、特殊詐欺の被害防止対策として大きく分けて3つの対策を推進しております。

10ページを御覧ください。

1つ目は、項目2の(1)、犯人からの電話を取らせない、受け付けない「撃退力の向上対策」であります。

アの自動通話録音機の貸出しにつきましては、自動録音機は電話での会話を録音する自動録音機能のほかに、電話の呼び出し音が鳴る前に、「振り込め詐欺防止のため会話内容が自動的に録音されます」とアナウンスする警告メッセージ機能がついている機械で、平成26年9月から運用しております。本年10月末現在、県警では418台を保有し、361台を無償で貸し出しており、様

々なイベントなどの機会を通じて、自動通話録音機の設置普及の啓発を行っております。

また、特殊詐欺の被害防止としましては、固定電話にかかってきた犯人からの電話に出ないことが重要であり、警察では、イ、県内の高齢者クラブの中から特殊詐欺被害防止モデル地区として25地区を指定し、率先して留守番電話を設定してもらうなどの取組を推進しております。

次に、11ページを御覧ください。

項目2の(2)、だまされないために犯行手口を知ってもらい、詐欺を見破る「看破対策」についてであります。

アの県警ホームページにおける犯人の音声公開につきましては、実際の特種詐欺の犯人が県内居住の方に電話をかけてきた音声入手したことから、県警のホームページ上に公開し、啓発を行っているものです。音声の内容につきましては、過去に利用したインターネットの利用料金が払われていない、払わないと裁判にするなどと言葉巧みにだまそうとする状況が録音されております。この音声内容は、地元テレビ局でも放送され、これを見た方が詐欺の被害に遭わなかったというケースも報告をされております。

イの防犯メールやX——旧ツイッター、また、地元テレビ局のアプリ等を活用したタイムリーな情報発信については、県警では宮崎県防災・防犯メールを使用し、さらに地元テレビ局に御協力をいただき、様々な広報媒体を介した特殊詐欺の被害防止に係る広報啓発を行っているところであります。

ウの特種詐欺被害防止コールセンター事業につきましては、県警が委託した民間事業者のオペレーターが県内居住の方に電話をかけ、特殊詐欺の手口について注意喚起を行うなどして被

害防止を図るもので、平成27年から運用しております。

エのSNSを活用したメール対応訓練及び研修会の実施については、近年、犯人から送信されたショートメッセージをきっかけに特殊詐欺被害に遭う高齢者が増加している現状を踏まえた対策であります。特殊詐欺被害防止推進モデル地区の会員の同意を得た上で、県警が作成した詐欺内容の模擬メールをショートメッセージで送信して不審メールを体験してもらい、その後研修会を実施することで対処能力の向上を図ることを目的としております。

オの宅食業者等の企業と連携した被害防止対策の推進については、宅食業者による配達時の啓発チラシ配布及び注意喚起をはじめとして、関係機関、団体と連携した広報啓発活動を推進しております。

12ページには、コールセンターにおける研修会とか不審メール対応研修会などの状況を載せております。

続いて、13ページを御覧ください。

項目2の(3)は、だまされていることに気づいていない人を瀬戸際で止める未然防止対策についてであります。

特殊詐欺被害における犯人への金品等の交付形態別で見ますと、電子マネーを購入し、その番号を教え被害に遭う、いわゆる電子マネー型の交付が最も多い状況でございます。

このような現状を踏まえまして、アのコンビニエンスストア全店に対する協力要請として、本年10月以降、電子マネー購入者に対する声かけの徹底と、中でも高齢者がおおむね1万円以上の電子マネーを購入される場合は、販売する前に全て110番通報してもらうことにいたしました。

また、電子マネー購入による特殊詐欺被害防止を未然に防止するために、県警が作成しました啓発用収納袋を県内のコンビニエンスストアに配布しまして、電子マネーを購入するお客様に収納袋の内容で注意喚起して、だまされていないかを確認してもらうこととしております。

この金融機関との連携につきましては、県警察及び九州財務局宮崎財務事務所からの依頼に応じた県内の6金融機関において、本年4月20日からATMにおける振込の一部利用制限にしまして、対象年齢を65歳に引き下げる取組に御協力いただいております。

また、65歳以上の高齢者の窓口における高額現金の引出しや振込の手続をする際には、警察が作成しました特殊詐欺の手口が記載されたチェックシートを活用して、積極的に声かけを行っていただくようお願いしているところでございます。

ウの宅配事業者との連携につきましては、現金を宅配物として送付する被害を防止するために、県警が作成したチェックシートを活用して、顧客にレターパックなどの宅配では現金は送れないということと呼びかけていただいております。

最後に、項目3、未然防止件数についてでございます。

特殊詐欺被害の未然防止件数は、本年10月末現在では68件となっており、そのうちコンビニエンスストアが最も多く53件を未然に防止していただいております。特に、本年10月以降、コンビニエンスストアの店員の皆様から110番通報などをしていただきまして、だまされた高齢者による電子マネー購入を13件阻止しております。

また、未然防止に向けた社会全体の意識の向上を図るために、未然防止に貢献していただい

た方々への感謝状の贈呈やコンビニエンスストア、金融機関等において被害防止に向けた訓練を行っております。

14ページには、感謝状の贈呈の状況とかコンビニエンスストアなどにおける訓練の状況を載せております。

県警におきましては、県民の皆様が特殊詐欺の被害に遭わないよう、引き続き特殊詐欺の被害未然防止を強力に推進してまいります。

○山内委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありますか。

○齊藤委員 特殊詐欺のところで教えてください。

資料10ページで、25地区を指定ということですが、すけれども、「地区」はどういう捉え方ですか。自治会という単位ですか。

○迎生活安全部長 各市町村で、自治会単位でもありますけれども、高齢者クラブをつくっておられます。

各警察署で1地区、多いところでは3地区を指定してございまして、その合計25地区をモデル地区として指定して、電話機の留守番電話の設定や自動録音機の設置を普及させて、ほかの高齢者クラブに対して波及効果を狙う対策でございます。

○齊藤委員 例えば、議員は、日頃から自治会長や民生委員の方たちと結構接触がありますが、そういった方たちにもこういった情報が伝わっているんですか。

○迎生活安全部長 先ほど高齢者クラブのモデル地区の話をしてしまいましたが、特殊詐欺の講話や啓発は、もちろん自治会単位でも行っております。各市町村の行政機関の窓口を通じて情報提供させていただきながら、「どこどこの自治会でそういう話をしていただきたい」と御希望があれば、



講話をするなどして進めております。

○齊藤委員 新聞やテレビのニュースで、高額な被害を知るたびに、そんなに何千万も払うのかと、だまされることに対して、まず正直びっくりするんです。

一時期、オレオレ詐欺みたいに、県外にいる子供を装って電話をかけてきて、事故に遭ったから至急振り込んでくれと言われて、親心もしくは孫心で振り込むと聞いたことがあるんですけども、近年の特殊詐欺は、今私が話したようなタイプの詐欺なんですか。

○迎生活安全部長 全国的には、オレオレ詐欺の被害は昨年4,000件ぐらいと多く、首都圏では、オレオレ詐欺が多くなっておりませんが、宮崎県では、今年10月末で2件、昨年はゼロ件でございました。

宮崎県では、最近、架空料金請求詐欺——例えば、一斉メールが届いて、それを開いたら、どこに電話してほしいと書いてあって、電話をしたらだまされるパターンが多くなっております。

オレオレ詐欺は、自分の子供をかたり、トラブルが起こったのでお金が欲しいということで、自宅に受け子が行って、お金を受け取り、そのままだまし取って逃げるのが通常あるパターンで、特徴としては、お金を取りに行くので、高額な被害が出ることとなりますが、近年、オレオレ詐欺の対策を進める中、犯人側も犯行手口を変えてきている状況です。

○齊藤委員 ほとんどの高齢者は、現役時代にこつこつとためてきた老後の貯金などが被害に遭っているんですか。

○迎生活安全部長 そのパターンもありますし、老後の年金も狙われておりますけれども、悪質なものは、犯人が被害者にわざわざお金を借りさせてから、振り込ませてだまし取るものもござ

います。

○齊藤委員 僕は、そういったニュースを見るたびに、物すごく腹が立ちます。昨日もフィリピンで検挙された、ひげを生やした悪い連中が逮捕されているのを見ながら、被害に遭った人たちがどんな苦勞をするのか想像できないんだろうなと思いました。

我々は、議会報告会とか、いろいろな人に話す機会があります。今の説明は話していこうと思いますが、特殊詐欺の被害に遭わないために、周りにこんな話をしてほしいと、端的に何かあれば教えてください。

○迎生活安全部長 特殊詐欺は、最新の犯行手口を知っていただくのが一番ですが、独り暮らしの高齢者とか、メディアになかなか触れる機会がない方に対して、どうするかという課題が一つあります。

特に高齢者をお願いしたいのは、どうしたら防げるかですが、電話に出ないことが一番です。ですから、留守番、自動録音機を設定していただきたい。設定していれば、犯人からかかってきたら、まず留守電になりますので、ほかの人に聞いてもらって、おかしいかどうか判断してもらおう。

それと、架空料金請求詐欺が増えていますが、高齢者もスマホをお持ちの方が多いですので、無差別に大量に送られてくる不審なSMSやショートメッセージに対して、電話をしないことです。実際、私も受けたことがあります。これは、サイバー犯罪にもつながりますけれども、それを開いて、URLからつなげるとサイバー犯罪に遭ってしまうとか、ショートメッセージに載っている電話番号に電話すると詐欺の被害に遭ってしまいます。

そのため、架空料金詐欺を見破る対策として、

ショートメッセージに対する対応訓練を実施しております。県民の皆様幅広く周知して、訓練にどんどん参加していただくなど、今後推進していきたいと思っております。

委員の皆様も、お知り合いの中で訓練に参加したいという方がおられましたら、県警に御相談いただけたらと思います。

○齊藤委員 ぜひ、県民を挙げて、宮崎県ではこういう被害者を一切出さないように、我々も頑張っていきたいと感じました。

○井本委員 こういう詐欺の逮捕者は、実際はどのくらいいるのですか。

○三原刑事部長 逮捕者について、お答えいたします。

まず、統計的な数で言えば、今年10月末現在で、4名の被疑者を検挙しております。ただし、各県を渡り歩く被疑者がいます。例えば、兵庫県で捕まって、被疑者としてカウントされた後、宮崎県での犯行が分かって、宮崎県で再逮捕することがありますが、統計上1回カウントされたら、ルール上、カウントできません。

そのため、検挙人員は4名となっていますが、実際は10月末現在で10名を逮捕、検挙しております。事件数としては、宮崎県だけで、11件を検挙しているところです。

こういう広域事件は、他県と重なることがよくありまして、個々の案件の詳細は差し控えますけれども、今も他県と合同捜査本部を組んで、宮崎県に捜査本部を立ち上げて全国範囲で捜査している案件もございます。

○井本委員 そうすると、認知件数よりも逮捕者、実際の犯罪者は非常に少ない感じなんですか。どのくらいかは分からないけれども、かなり少ない数の連中が、インターネットか何かで、ばつとやっている感じなんですか。

○迎生活安全部長 委員のお尋ねは、犯行でメールを送ったりするのが……。

○山内委員長 少ない被疑者が複数の犯罪を犯しているんじゃないかという趣旨の質問だと思います。

○井本委員 要するに、私が言いたいのは、捕まえるのが非常に難しい感じがするんだけど、実際そうなんですか。

○三原刑事部長 組織的に捜査をして、困難な捜査を強いられたのは事実でございますけれども、難しい、やすいというのは……。

我々としては、まずは、地元の被害に対して捜査して、そこを突破口として県外の事実で逮捕するというので、1人の被疑者もしくは1つのグループが多数の県にわたってその犯罪を行っているのが大体の流れでございます。

○井本委員 いつまでたってもなくなるのは、よっぽどなのかなと思うんです。これは、普通の詐欺罪になるのですか。

○三原刑事部長 ほとんど詐欺罪になります。

○井本委員 詐欺罪で成立するわけですか。

○三原刑事部長 はい。ただ、中には窃盗もございます。例えば、詐欺は、欺罔行為があつて、その財物を取るわけですが、中には、被害者方に赴いて、目を盗んでキャッシュカードを窃取する。そうすると、犯罪は同じですけども、窃盗として検挙することになります。

○井本委員 「特殊詐欺」として、構成要件も別につくって、きつい罰則をつくるとか、できないのかなという気がしますが、どんなものでしょう。

○三原刑事部長 委員御指摘のような考えもありますけれども、我々は法と証拠に基づいて今捜査を一生懸命頑張っております。できる限りの厳罰を科す、責任を嫁すために、行われた犯

罪は数多く検挙し、立件してまいりたいと考えております。

○井本委員 もう一つ、自動録音機の貸出し台数が361台ですが、要望はたくさんあるんですか。

○迎生活安全部長 要望は日々ございます。418台を保有しておりますが、そのうち40台ぐらいは常に各警察署、本部にあって、貸出しを希望される方に対応しています。6か月で一区切りとしておりますので、引き続き使用したい方には、その更新もあります。大体6か月たって「自分で新しい電話機を買って、同じ機能がついてるので、もういいです」と返される方もおられます。ほとんどの方は、引き続き1年単位とかで貸してほしいということで、希望者には対応しております。要望は多いです。

○井本委員 その予算はついていますか。

○迎生活安全部長 予算につきましては、先般の委員会でも委員からいろいろとアドバイスをいただきましたので、しっかり検討していきたいと思っております。

○井本委員 分かりました。

○迎生活安全部長 先ほど井本委員から、メールの送り方とか、犯行手口とか、御質問がありました。

電話を片っ端からかけていくのは、御存じのとおり、例えば、海外に拠点を置いて、かけ子が電話帳とか、いろいろな名簿を入手し、電話をしているケースが一つ見られます。

ショートメッセージでメールを流すシステムがありまして、アトランダムにどンドン一斉に送られる。ですので、どうして自分の携帯電話番号にこんなメッセージが届くんだろうと——システム化して一斉にメールを送りますので、その中で、メールを見て、開いて、電話をかけた方が被害に遭うことになります。

○日高委員 関連ですけれども、先ほど生活安全部長から、私にも届きましたという話がありました。警察の皆さんにもそれが届くと思うんです。そのときに、情報を一つにまとめて、チームで対応するとか、そういう対策はあるのでしょうか。

○迎生活安全部長 先ほど特殊詐欺に関する相談が多数寄せられていると御説明させていただきましたけれども、ほとんどが不審なメッセージが届いたとか、電話がかかってきたという内容でございます。

その電話番号は取りまとめて、本庁等に報告しながら、管理する携帯電話の事業者等に止めてもらう措置をどンドンとっております。

ただ、件数がかかなり多いですから、なかなか追いついていかないということもあります。

また、一つの電話サービスとして、警察庁を通じて各電話事業者に連絡をしましたら、そういう電話番号からかかってきた電話を受け付けない——これはKDDIがやっているシステムですけれども、被害に遭わない対策を、民間の事業者と連携して対応しております。

○日高委員 意地でもかけないようにと訴えるのも大事だけれども、件数が多いので、難しいと思うのですが、かけるところをなくすのも大事なかなとも思います。

例えば、僕の息子も特殊詐欺にひっかかってしまったんですけれども、佐川急便が荷物が届きましたので開いてくださいと、そこを開いてしまうと完全にひっかかる。怪しいなと思う前に、誰にでも届くようなメッセージが届いてしまって、判別がなかなか難しいという話も最近よく聞くので、対策もすごく難しいと思っておりますが、そういうものに対して、何かできるのでしょうか。

**○迎生活安全部長** ショートメッセージは、いろいろと手を替え品を替えて、佐川急便を語ったものは、おとしぐらいから多くなっております。最近、NTTファイナンスをかたり料金未納ですという架空料金請求詐欺も多くなっております。

ほかにもいろんなかたったやり方がありまして、一番に皆様に申し上げているのは、不審なショートメッセージは開けないことを啓発していくしかないことです。それが、先ほど言いました詐欺メール対応訓練になります。

メールを開けたらURLにつながって、そこに入力フォームが出てきて、入力すると、パスワードとかIDが盗み取られたり、場合によっては、クレジットカード番号を入力するようになっており、今度はサイバー犯罪の被害に遭う。

要は、不正送金被害に遭ったり、クレジットカードで知らないうちに物が買われることになります。近年こういうやり方が増えてきておりますので、しっかり対策をしていきたいと思っております。

**○西村委員** 海外の犯行グループ——海外にいる日本人の犯行グループもあると思うんですけれども、外国籍の犯行グループもよくあって、私にも電話がかかってきて、どうも日本語がおかしいとか、銀行やカード会社のものとそっくりなメールを送ってきます。いつもアドレスをチェックして、ドットCN——中国から送られてきましたというのは絶対開かないようにしようと思うんですが、結局、我々はそれを削除するとか、見ないようにするぐらいしかできないんです。

質問ですが、海外の犯行グループに対して、海外から日本に仕掛けてきている犯罪を、警察としてどの程度取り締まれるのか。

もう一つ、その人たちも詐欺をするには、最

終的に金融機関に受け子なりが必要で、日本に住む人間が必要ではないかと思うんです。受け子のリクルートと言うんですか、高額なバイトとして犯行グループに入れ込むのが後を絶たないような状況がありますが、もっと厳しい対応ができないのか。この2点を聞きたいと思いません。

**○迎生活安全部長** まず、1点目の海外の犯罪については、さっきおっしゃった流れとしては、特殊詐欺に関わらず、サイバー犯罪が一番に頭にぱっと浮かんできたんですけれども、警察庁にサイバー局ができて、そこを通じて海外の捜査機関と連携して対応します。法律も違いますし、条約などを締結するかどうかで、日本の捜査権が及ぶかが変わりますので、海外の犯罪グループに対してアプローチする方法は、海外の捜査機関と連携していく方法しかないと考えております。

ただ、偽サイトなどについて、国内に共犯者がおりましたら捜査に乗せて検挙しますけれども、偽サイトは大体が海外のサーバーを通しますので、サーバーを通して間にサーバーの記録を日本の法律で差し押さえられるかという、なかなか厳しいものがございます。ですから、その国にお願いをしまして、サーバーの情報を押さえないといけないのですけれども、その国が協力してくれるかどうか非常に難しいのではないかと考えています。

そういうときは、警察庁を通じて偽サイトの情報を一旦集約しまして、例えば、セキュリティー会社に、偽サイトであると警告画面を出してもらうような仕組みにして、サイトを削除したり、犯罪を防止する方向で対策は取っております。

それと、かけ子を海外で捕まえたり、受け子

も検挙しております。被害を早く認知して、お金を取りに来る受け子を捕まえて、突き上げ捜査を行い、ATMにお金を下ろしに来る者は共犯として捜査し、いろんな連絡ツールを解析し、指示した人間も突き上げをして、その首魁に上っていく捜査をしっかりと丁寧にやっていくしかないと思っております。

○西村委員 もう一点。今の答弁で、海外によっては条約などで捜査協力が難しい国があるという話ですが、ちなみに、日本に対して一番犯行が多いのは中国人とか中国の犯行グループなんですか。

○迎生活安全部長 ここで特定の国を挙げるのはなかなか厳しいものがございますけれども、幅広く海外からは来ていると回答させていただきたいと思えます。

○前屋敷委員 令和5年に、特殊詐欺被害防止の推進のため、モデル地区を25地区指定されたということですが、モデル地区を指定しているのは、いつぐらいからですか。

○迎生活安全部長 65歳以上の方が被害が多いことを前提として取組をしまして、まず日南警察署で、令和2年からモデル的にやってみようとして実施し、その効果が一部ありましたので、令和3年から県内モデル地区を指定して実施するようになり、今3年間継続してやっております。

○前屋敷委員 大体の電話機には、今、留守番電話の機能がついていますので、そういう電話が半年とか1年とか、何件ぐらいかかってきたのか、モデル地区で定期的にデータを集約したり統計を取られてきているんですか。

○迎生活安全部長 現時点ではしておりません。高齢者の方が多くものですから、1件1件、確認するのは難しいところもあります。

ただ、積極的にいろんな講話をしたり、メー

ル訓練に参加してもらったり、対策を行っている状況でございます。

○前屋敷委員 特殊詐欺まがいの電話があったことが留守番電話で一定数つかめれば、それをアピールして広げることができると思うんです。強制的に報告をいただくことはできないでしょうから、自主的な報告であるとか、つかみ方を考えることも必要なかなと思うんです。特殊詐欺にかからないように留守番電話で電話に出ないというのもありましたけれども、なかなか電話に出ないのも難しい状況があったりします。

まずはモデル地区の方々に協力をもらって、そういう事例が頻繁に起こっているようであれば、皆さん気をつけられることもありますので、そういうアピールの仕方もあるかなと思います。

○迎生活安全部長 今の前屋敷委員のお話は、参考にさせていただきたいと思えます。自動録音機につきまして、そういう効果が何件あったか分かりませんが、特殊詐欺ではないんですが、非常に効果的な活用方法だと思っているのは、押し買い——連絡をして家に行って宝石を買ったり、「屋根の瓦を直したいです」と先に電話をして、誰がいるかを確認するというのがめっきり減ったということです。

全てが留守番電話に設定されていると、その辺がなかなかつかめませんので、悪質な業者が近寄ってこられないという効果もあると聞いております。

○山内副委員長 ここ10年では、被害額が過去に2番目に高い金額となっています。また、この3年間でも倍、倍、倍となっているような感じで、来年はもしかしたら4億円いくのではないかなと思うような状況で、今年は昨年と比較して被害が大きくなった原因とか、被害を食い止めることができなかった理由は、何か分析さ

れているのでしょうか。

**○迎生活安全部長** 今年は被害が多くなっておりませんが、特殊詐欺は、平成29年に、例えば70歳以上に対してATMの利用制限をかけるなど県民の皆様に御協力をいただいたり、警察で検挙対策を打ったりして、平成30年に一旦下がっている状況でございました。

一因としては、コロナ禍が過ぎ、人流が活発になってくる中で、新たな手口が増え、なかなか対応しきれていないところがございます、被害が増加しているんだろうと見ております。このまま増加してもいけませんので、いろんな対策を打ってやっていきたいと思っております。

**○山内副委員長** 来年は過去最大の被害額とならないように、引き続き取り組んでいただきたいと思っております。

**○山内委員長** では、これで特殊詐欺関係はよろしいですか。

それでは、齊藤委員、警察署の移転関係をお願いします。

**○齊藤委員** 警察の皆さんは、常に県民のために危険と隣り合わせでお仕事をされており、早くストレスのかからない環境でお仕事をしてほしいので、この移転についても進めてほしいんですけれども、現在国富町に設置されているプールとか遊具施設とかはどうなるのか、分かっているんですか。

**○奈良警務部長** 移転候補地の公園の中にございます幼児プール、遊具施設等については、今後、国富町との協議の中で、別の場所に新たに整備する方向で調整していく予定としております。なお、移転補償費については、宮崎県で補償することになるかと思えます。

**○齊藤委員** 私も県内の警察署全てを知っているわけではないんですけれども、老朽化が進ん

でいる印象がすごくあって、高岡警察署の移転が終わったら、次は幾つぐらい建て替えないといけないんですか。

**○黒木会計課長** 高岡警察署の次は、都城警察署を予定しております。都城警察署の候補地を今選定しているところであり、今のところ予定しているのは以上であります。

**○齊藤委員** 串間警察署あたりも相当古い気がしたんですけれども、その辺の建て替えの計画は全くないのですね。

**○奈良警務部長** 個別の警察署につきまして、現時点で具体的な計画はございませんが、いずれにしても、宮崎県では老朽化が進む警察施設が多いことは間違いございませんので、県の公共施設等総合管理計画に基づいて、順次、警察施設の方向性、整備の検討を進めていきたいと思っております。

**○齊藤委員** 警察本部長に質問ですけれども、全国都道府県の警察署の老朽化対策は、警察庁としても、それぞれの県警に委ねているという考え方でいいんですか。

**○平居警察本部長** 建て替えが決定した場合の経費の補助はございますけれども、建て替えをするか否かは、各都道府県の判断に委ねられております。

**○山内副委員長** 2点確認をさせていただきます。

まず、住民の利便性という選定理由で選ばれていますが、今までは国道10号線に近いところにあって日南高岡線といった東西南北の交通の要衝にあったけれども、今回、国富町に移転することによって、そういう機能が十分に確保できるのか、高岡の住民から聞いてほしいということが1つ質問です。

2点目は、今度、住民説明をされるということですが、どれぐらいの方を対象に住民説明を

されるのか。公民館長とか、そういったレベルなのか。それとも、高岡の住民も来られるような感じで、広く呼びかけて住民説明があるのか、教えていただきたいと思います。

**○黒木会計課長** まず、利便性については、近いか遠いか、国道10号線が通っているような状況だけではなくて、管轄する警察署内の犯罪の発生率とか、人口とか、交通事故の発生率等々を総合的に判断して、国富町を選定した次第でございます。

住民に対する説明については、今の高岡警察署管内の住民に対して丁寧な説明をしていかななくてはいけないということで、自治会長や、地区を代表する人たちに対する説明等を中心にしていくこととなります。

ちなみに、高岡地区の自治公民館の各支部長がいらっしゃるんですけども、その方々に説明をしております。住民を大きな会場に集めるような計画はしておりません。

**○山内副委員長** 県議会にも高岡出身の議員がおられますけれども、その方から説明は広く呼びかけてもらえるとありがたいと意見もいただいています。住民から不満が出ることがないように対応していただければと思っています。

**○黒木会計課長** 副委員長の言われるとおり、住民への説明を丁寧に実施していきたいと思えます。

**○前屋敷委員** これからなんでしょうけれども、跡地利用については、何か考えておられるんですか。

**○奈良警務部長** 跡地の利用につきましては、まず部局内で利用の可能性を打診した後、利用がなければ国や市に照会を行って、それでもなければ最終的には適正な財産管理の観点から売却処分することになると思います。

**○齊藤委員** 平成に入ってから庁舎の建て替えをされているのは、県警本部、宮崎北警察署のほかはどこがあるんですか。

**○奈良警務部長** 新しいほうから、えびの警察署が平成30年、日向警察署が平成25年、延岡警察署が平成18年に建て替えております。

**○山内委員長** 齊藤委員の質問に関連して、警察署の建築経過年数を古いものから教えていただきたいのと、あと住民への説明会について、高岡での説明会のお話はありましたが、国富町での住民説明会は予定がないのか確認させてください。

**○黒木会計課長** 古い警察署について、まず、都城警察署が66年たっております。日南警察署が64年たっております。このほど移設する場所が決まりました高岡警察署が57年たっております。小林警察署が56年たっております。串間警察署が55年たっております。高千穂警察署が54年たっております。宮崎南警察署が48年たっております。40年以上たっている警察署は以上の7警察署となっております。

2つ目の質問ですが、国富町に対する説明については、住民等からそういう要望等があれば対応していきます。

**○山内委員長** 御説明は求めませんが、意見として申し上げますと、警察署の建て替えに関して、築年数が非常にたっているということで、恐らく警察本部内でも建て替えの基準や検討の方針などはあると思いますけれども、住民の治安にとって、非常に重要な拠点でありますので、今後も計画的に検討を進めていただきたい。

あと、国富町の住民説明会に関しましても、治安が向上するという意味では喜ばれる反面、住民が親しんできたプール施設などは移転を余儀なくされますので、国富町内でも丁寧な御説

明をお願いしたいと思います。

○奈良警務部長 平成に入ってから建て替えた庁舎等について、先ほど新しいほうから3つお答えしたんですが、平成に入ってからのものについて正確に回答させていただきますと、宮崎北警察署が平成8年、高鍋警察署が平成13年、西都警察署が平成15年、その後に先ほど申し上げました延岡警察署が平成18年、日向警察署が平成25年、えびの警察署が平成30年となっております。

○山内委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時4分休憩

---

午前11時8分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、企業局長に概要説明を求めます。

○井手企業局長 それでは、本日御審議いただく事項について、座って説明させていただきます。

文教警察企業常任委員会資料の目次を御覧いただきたいと存じます。

本日は、提出議案4件、その他報告事項2件の計6件につきまして、御説明させていただきます。

まず、提出議案につきましては、議案第38号「令和5年度宮崎県公営企業会計（電気事業）

補正予算（第1号）」、議案第39号「令和5年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第1号）」、議案第40号「令和5年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）」、議案第27号「公の施設の指定管理者の指定について」の4件でございます。

これにつきましては、人事委員会勧告に準じた給料表の改定等に伴う職員の給与費の増額や、県土整備部が実施します多目的ダム改良工事の企業局負担分である共同施設負担金の増額、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設に係る指定管理者の指定を行うものであります。

次に、その下、2のその他報告事項でございますが、1件目は、令和5年度各事業の上半期の状況について、2件目として、渡川発電所のFITによる売電開始につきまして御説明させていただきます。

詳細については、関係課長及び室長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○山内委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○伊豆総務課長 それでは、引き続きお手元の文教警察企業常任委員会資料により御説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。

議案第38号「令和5年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）」であります。

1の補正の理由であります。

まず、(1)ですが、給料表の改定等に伴い、職員の給与費を増額したいと考えております。

次に、(2)ですが、国の補正予算を受けまして、県土整備部において多目的ダム改良工事の増額補正を行うこととしておりますことから、



企業局においてその費用の一部を負担しております共同施設負担金を増額したいと考えております。

2の補正額であります。

まず、収益的収入及び支出ですが、表の太枠の中ほどにありますように、補正予定額は事業費2,809万4,000円で、全額が1の補正の理由(1)で御説明いたしました給料表の改定等に伴うものでございます。補正後の事業費の合計は、太枠の一番右の計の欄にありますとおり、72億2,876万5,000円となります。これによりまして、事業収益から事業費を差し引いた収支残は、表の一番下にありますとおり、マイナス21億8,265万5,000円となりますけれども、決算時におきまして欠損金が生じた場合には、これまで積み立ててまいりました剰余金で補填することとしております。

4ページを御覧ください。

次に、資本的収入及び支出ですが、表の太枠の中ほどにありますように、補正予定額は資本的支出4億4,796万8,000円で、全額が1の補正の理由(2)で御説明いたしました共同施設負担金の増に係るものでございます。この結果、電気事業の資本的支出の合計は、太枠の計の欄にありますとおり、49億8,264万6,000円となります。これによりまして、資本的収入から資本的支出を差し引いた収支残は、表の一番下にありますとおり、49億875万円の収支不足となりますけれども、これにつきましては、過年度損益勘定留保資金などで補填することとしております。

資料の5ページを御覧ください。

議案第39号「令和5年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)補正予算(第1号)」であります。

これは、1の補正の理由にありますとおり、給料表の改定等に伴うものでございまして、表の太枠の補正予定額の欄にありますとおり、166万円の増額補正をお願いするものでございます。この結果、工業用水道事業の事業費の合計は、太枠の一番右の計の欄にありますとおり、4億2,043万5,000円となります。これにより、事業収益から事業費を差し引いた収支残は、表の一番下にありますとおり、マイナス4,092万2,000円となりますけれども、決算時において欠損金が生じた場合には、これまで積み立ててまいりました剰余金で補填することとしております。

資料の6ページをお願いいたします。

議案第40号「令和5年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第1号)」であります。

1の補正の理由にありますとおり、先ほど御説明いたしました工業用水道事業と同様に、給料表の改定等に伴うものでございまして、2の表の太枠の補正予定額の欄にありますとおり、8,000円の増額補正をお願いするものであります。この結果、地域振興事業の事業費の合計は、太枠の一番右の計の欄にありますとおり、2,447万円となります。

提出議案の説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○山元経営企画室長** 議案第27号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

委員会資料の7ページを御覧ください。

まず、1の施設概要であります。

施設名は、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設でありまして、県民の福祉の増進と地域の振興を設置目的として、ゴルフコース、サービスセンター、駐車場を整備しており、現在の指定管理者は株式会社モリタゴルフ、指定

期間は平成31年度からの5年間となっております。

2の次期指定管理候補者であります。株式会社青山石材を選定いたしました。鹿児島県鹿児島市に本店を有し、主な事業内容は、石・砂利・砂等の採取業、仕入れ、販売などとなっております。

3の指定期間ですが、令和6年4月1日からの5年間となります。

4の選定概要であります。

まず、(1)、公募の状況であります。令和5年7月6日から9月7日までの募集期間において、株式会社青山石材のみの1者から申請がございました。

8ページを御覧ください。

(2)の指定管理候補者の審査方法であります。①の審査の流れにありますように、まず最初に、企業局総務課におきまして書類審査を行いました。次に、外部委員で構成します指定管理候補者選定委員会において、申請者を対象に面接審査を実施いたしました。最後に、企業局長等で構成します指定管理候補者選定会議を開催し、選定委員会の結果について確認を行った上で、県において指定管理候補者を選定いたしました。②の指定管理候補者選定委員会委員の名簿、③に指定管理候補者選定会議委員の名簿を記載しております。また、9ページの④には、選定基準、審査項目、配点を記載しております。

10ページを御覧ください。

(3)の審査結果及び選定理由であります。①の指定管理候補者選定委員会における審査結果は291点となりました。また、この後開催しました②の指定管理候補者選定会議における確認結果は68点となりました。この結果、③の選定理由にありますとおり、選定委員会の審査及び

選定会議の確認の結果、最低基準点を満たすとともに、事業計画等から判断して、施設の管理運営を適切かつ着実に実施する能力を有していると認められることから、株式会社青山石材を選定したものであります。

5の指定管理候補者の提案内容であります。女性や若者世代への割引、食事付プレー、県民デー、スループレーダーの設定や屋内ゴルフ練習設備(ゴルフシミュレーター)の導入を検討するなどして、ゴルフ場利用者の増加・新規開拓を行うこととしております。

最後に、6の納付金額であります。6月の常任委員会でも御説明しましたとおり、(1)の基本納付金額としては年額1,660万円としております。

また、(2)の納付金の増額または減額としましては、基本納付金額の場合における利用料金収入の合計額、これを基準となる収入額6,621万円としまして、実際の収入額との差額が生じた場合は、納付金の増減を行うこととしております。具体的には、①の実際の収入額が基準収入額を上回った場合につきましては、基準収入額との差額の2分の1を基本納付金額から増額いたします。逆に、②の実際の収入額が基準収入額を下回った場合につきましては、基準収入額との差額を基本納付金額から減額することとしております。

○山内委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○西村委員 説明の一番最後に、基本納付金額は1,660万円、基準額が6,600万円で、増額した分の2分の1を県がもらうのは知っていたんですが、下回った場合の減額を知らなかったのですけれども、極端なことを言えば、基準となる収入額が5,000万円になったら、基本納付金額は

ゼロになるということですか。

○山元経営企画室長 計算上、そういうことになります。

○西村委員 ということは、県の収入がゼロになるということですか。

○山元経営企画室長 納付金は、ゼロになりません。

○西村委員 納付金以外の収入があるということですか。納付金以外というのは、税収か何かでしょうか。

○山元経営企画室長 預貯金とか、その利息でありますとか、運用している分が若干ございます。

○西村委員 運用しているお金というのは、企業局のゴルフ部門の預貯金などを運用しているということですか。

○山元経営企画室長 そういうことになります。

○井本委員 今回は、応募が1者しかいなかったのですね。株式会社モリタゴルフは、今まで随分長く運営をやっていたんでしょう。

○山元経営企画室長 株式会社モリタゴルフは、第4期の5年間のみであります。その前は、一ツ瀬の財団がずっと運営しておりました。

○山内副委員長 今運営されている株式会社モリタゴルフも申請がなかったということですが、なぜそういった県内の企業等からの申請がなかったのか、また、なぜ鹿児島県の事業者になったのか、もう一度教えてください。

○山元経営企画室長 今回、結果的には1者のみの応募となっておりますけれども、私どもとしても、多くの事業者に応募してもらいたいと考えまして、広報等を行ったところでございます。

具体的には、まず、県内のゴルフ場は、宮崎県ゴルフ場経営者協議会の月例会がございます。

この中で、ゴルフ場関係者に公募の説明を行いますとともに、欠席されたゴルフ場には、個別に直接訪問して公募の説明を行ったところがございます。そのほか、ゴルフの練習場でありますとか、ゴルフ用品を取り扱うような大型のスポーツ店、ゴルフ用品店などにつきましても、直接事業者を訪問しまして、公募の説明を行いました。また、現在、指定管理候補者で、ほかの運動施設を管理している事業者にも、公募の説明をしたところがございます。

その結果、事前で開催しました現地の説明会につきましては、県内の事業者から3社、県外の事業者1者——青山石材になりますけれども、合計4者の見学がございました。結果的には、現地説明会に参加した株式会社青山石材のみの申込みとなったものでございます。

○齊藤委員 青山石材の事業内容を見ると、石・砂利・砂の採取業及び仕入れ、販売と書いてあるんですけれども、具体的に指定管理としての実績はあるんですか。

○山元経営企画室長 指定管理としての実績はございませんけれども、今回、支配人として配置する予定の方につきましては、県外のゴルフ場でゴルフ場の運営の実績のある方と聞いております。

○齊藤委員 結局1者しか応募がなかったということで、先ほどの委員会を開いて1者で検討していくしかないんでしょうが、株式会社モリタゴルフだったら、ゴルフ関連企業なので、全然違和感はないですけれども、砂利採取業者ができるのかなという心配は少しあったんです。今の御説明では、慣れていらっしゃる方がやっていくということですね。

あと、先ほど西村委員が質問されたところで、僕も分かっていないんですけれども、基本納付

金額は、指定管理者が企業局に対して納めます。過去の売上げ等々から、基準となる収入額の6,621万円ぐらいはしっかり上がってくるだろう。だから、それを上回った場合には、頑張った分として半分渡しますと、下回った場合は、努力不足と私は思ったんですけれども、そうではないのですね。そこは保証して、企業局の基金から補填していくということなんです。

**○山元経営企画室長** 第3期までの納付金額は定額としておりました。前回の第4期に、定額では申込者がございませんでしたので、納付金額は、こういった算定方法を採用したところでございます。今回につきましても、第4期と同様に、申込者ができるだけ増えるようにこういった対応をさせていただいたところです。

**○齊藤委員** ゴルフ場の利用料金は、指定管理者が決められるんですよね。

**○山元経営企画室長** 利用料の上限の金額は条例で定めておりますけれども、それ以下につきましては、企業局にも当然相談というか、協議をした上で決定されます。

**○山内副委員長** 1点だけ教えてください。今回、ダムの改良工事の増額補正が入っており、県土整備部と企業局で案分してありますけれども、その割合がダムによって違うと思うんです。その割合はどうやって決まっているのか。基本的な部分ですけれども、教えてください。

**○松生施設保全課長** ダムの負担の割合については、国の定めた計算方法に基づいて算出されておりますけれども、具体的には、単独でダムを建設した場合の費用とか、事業の効用を金額に換算したものを基に計算が行われているところで、企業局の負担している多目的ダムは9つございますけれども、各ダムごとに負担の割合は違っておまして、一番負担率の高いダムで

すと58.9%、低いダムですと0.3%となっております。

**○山内委員長** それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

**○伊豆総務課長** それでは、その他報告事項につきまして御説明いたします。

資料の11ページを御覧ください。

まず、電気事業の業務状況について御報告をいたします。

(1)の事業の概況であります。

①の供給電力量の表の太枠で囲っております上半期計の欄を御覧ください。上半期の供給電力量の実績(B)は、太枠の中ほど、3億4,817万キロワットアワーで、目標に対する達成率は、右から2つ目の欄にありますとおり101.6%となっております。これは、上半期の降水量が全体として平年よりも多かったことによるものであります。

12ページを御覧ください。

②の電力料金収入の表の太枠の上半期計の欄を御覧ください。電力料金収入の実績(B)は24億4,800万円余で、目標に対する達成率は100.5%となっております。

13ページを御覧ください。

(2)の経理の状況であります。

①の収益的収入及び支出のAの収入の表の太枠の事業収益の欄を御覧ください。上半期収入済額(C)は25億6,400万円余で、上半期収入予定額(B)に対する収入率は100.4%となっております。

14ページを御覧ください。

Iの支出の表の太枠の事業費の欄を御覧ください。事業費の上半期執行済額(C)は20億5,200

万円余で、上半期執行予定額（B）に対する執行率は84.7%となっております。

15ページを御覧ください。

②の資本的収入及び支出であります。これは、固定資産などに係る収支を表すものであります。

まず、アの収入であります。工事負担金や貸付金返還金等については下半期に請求を行うこととしておりますことから、上半期の資本的収入の収入済額はございません。

次に、イの支出の表の太枠の欄を御覧ください。資本的支出の上半期執行済額（C）は3億900万円余で、上半期執行予定額（B）に対する執行率は80.2%となっております。

16ページをお願いいたします。

続きまして、工業用水道事業の業務状況であります。

まず、（1）の事業の概況であります。

①の給水状況の表の太枠の上半期計の欄を御覧ください。上半期の常時使用水量の実績（B）は1,013万立方メートルで、目標に対する達成率は100.3%となっております。

17ページをお願いいたします。

②の給水料金収入の表の太枠の上半期計の欄を御覧ください。給水料金収入の実績（B）は1億6,700万円余で、目標に対する達成率は100.1%となっております。

18ページをお願いいたします。

（2）の経理の状況であります。

①の収益的収入及び支出のアの収入の表の太枠の事業収益の欄を御覧ください。事業収益の上半期収入済額（C）は1億8,700万円余で、上半期収入予定額（B）に対する収入率は100.4%となっております。

19ページをお願いいたします。

次に、イの支出の表の太枠の欄を御覧ください。

事業費の上半期執行済額（C）は1億4,000万円余で、上半期執行予定額（B）に対する執行率は94.5%となっております。

20ページをお願いいたします。

②の資本的収入及び支出であります。

まず、アの収入ですが、補助金については下半期に申請を行うこととしておりますことから、上半期の資本的収入の収入済額はございません。

次に、イの支出の表の太枠の欄を御覧ください。資本的支出の上半期執行済額（C）は1,200万円余で、上半期執行予定額（B）に対する執行率は72.0%となっております。

21ページをお願いいたします。

地域振興事業の業務状況であります。

まず、（1）の事業の概況であります。

今年度の上半期は、令和5年台風第6号の冠水の影響等によりまして、①のゴルフコース利用状況の表の太枠の上半期計の欄にありますとおり、利用者数の実績（B）は、平日・休日の合計で1万286人で、目標に対する達成率は74.0%となっております。

22ページをお願いいたします。

②の施設利用料収入ですが、表の太枠で囲んでおります施設利用料収入にありますとおり、指定管理者からの納付金の上半期分896万円余を受け入れております。

23ページをお願いいたします。

（2）の経理の状況であります。

①の収益的収入及び支出のアの収入の表の太枠の事業収益の欄を御覧ください。上半期収入済額（C）は993万円余で、上半期収入予定額（B）に対する収入率は99.5%となっております。

24ページをお願いいたします。

イの支出の表の太枠の事業費の欄を御覧ください。

さい。事業費の上半期執行済額（C）は948万円余で、上半期執行予定額（B）に対する執行率は87.7%となっております。

25ページをお願いいたします。

②の資本的収入及び支出であります。

アの収入であります。今年度の資本的収入の予定はございません。

次に、イの支出の表の太枠の資本的支出の欄を御覧ください。資本的支出の上半期執行済額（C）はございません。上半期執行予定額（B）に対する執行率は、支払いが下半期となったためゼロ%となっております。

以上が、企業局が実施しております3つの事業の業務状況でございます。

なお、参考としまして、28ページ以降に各事業ごとの上半期の損益計算書と貸借対照表を添付させていただいております。

**○丹山工務管理課長** 7月に県北調査でお越しいただきました渡川発電所ですが、FITによる売電を開始しましたので、御報告申し上げます。

資料の26ページを御覧ください。

まず、1の渡川発電所大規模改良事業の概要であります。

昭和30年の運転開始から60年以上が経過した渡川発電所におきましては、設備の老朽化に伴い大規模な改良事業を実施しておりましたが、11月1日より再生可能エネルギーの固定価格買取制度、いわゆるFITによる売電を開始いたしました。

この事業による大規模改良によって、電力の供給信頼性の向上、発電電力量の増加、維持管理費の低減が図られます。

表を御覧ください。事業期間は平成27年度から令和5年度まで、事業費は約45億円でありま

す。事業内容は、2台の水車発電機の更新、屋外変電設備の更新、取付道路改良等であります。

ここで、事業内容を詳しく説明いたしますので、次のページを御覧ください。

渡川発電所大規模改良事業の概要図となります。中央に渡川発電所がありまして、黄色の部分が更新、青色の部分が補修した箇所を示しております。

また、各設備の施工中や完成後の写真を載せております。左下のケーシングやドラフトにつきましても、コンクリート打設前の状況でございます。現在は見ることはできません。

前のページにお戻りください。

表の4行目になりますが、最大出力は1万2,344キロワットとなり、更新前の1万2,000キロワットより344キロワット、約2.9%増加します。最大使用水量は、更新前と同じ毎秒16立方メートルです。

最後の欄にありますFIT、再生可能エネルギーの固定価格買取制度ですが、再生可能エネルギーの導入を支えるため、発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取る制度でありまして、渡川発電所の場合は、1キロワットアワー当たり14円で、今後20年間売電することとなります。

次に、事業の経過であります。

本事業は、平成27年度に設計や取付道路等の改良から始めまして、平成28年8月にFIT認定を受けております。その後、令和元年度に、まず1号機の更新から始め、屋外変電設備の更新、2号機の更新と進めまして、11月1日のFITによる売電開始に至っております。

なお、来年1月下旬に完成記念式典を開催することとしております。

このように、本事業は、基本設計から始まり、

F I T認定を受け、2号機更新まで約9年を要しました。その間、コロナ禍の影響もあったところですが、多くの関係者の御協力をいただきながら、無事売電を開始することができました。企業局としましては、今後とも適切な維持管理を行い、電力の安定供給に努めてまいります。

○山内委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○西村委員 ゴルフ場の今年の上半期の合計を見ますと、予算達成度が74%で、今年も経営的には非常に厳しい状況なのは分かるんですけども、計算書によると、県の収入なんですよ。だから、ゴルフ場全体とかゴルフ経営者の収入とは、少し違うと思うんですけども、先ほど説明いただいたことをなぞれば、納付金は一回は頂くけれども、赤字だったら返しますよということになります。

ちゃんと利益を出さないとおかしい施設でもありますので、目標というか、ラインである6,600万円に対する達成度は、どのぐらいなのでしょう。

○山元経営企画室長 現段階では、金額的なところはまだできていません。

○西村委員 どこを見ても分からなかったの、そうかなと思いました。ただ、資料23ページに、収入率とか、これまでの執行率とか、いろんなことが書いてありますけれども、この数字だけで順調と見るのか、これからの下半期のお客さんの増加次第でもありますが、ゴルフ場は日々入る人数にも上限がありますから、一日一日で漏らしたお客さんを残り数か月で一気に返すことはできない業態です。今お答えできないという話でしたけれども、見通しを立てておかないと何をしているか分からないと思います。そのあたりの考え方はどうでしょうか。

○山元経営企画室長 見通しを立てていないわけではなく、上半期は74%でございますけれども、今後、目標どおり順調にいくと、2万7,000人程度にはなるという見込みを持っております。それでも、とんとんぐらいですので、なかなか厳しい状況とは考えております。

○井本委員 渡川発電所はF I Tが約20年間認められてよかったですが、九州電力株式会社は原子力発電を止めないおかげで、かなり安く電力を供給できるというか、それがあって、F I Tが20年間も認められたんじゃないかという気がするんですけども、日本でF I Tを認められた県の発電所は珍しいんですか。

○丹山工務管理課長 F I Tに関しては、企業局では、今まで酒谷発電所、祝子第二発電所もF I Tであります。今度から、綾第二発電所もF I Tを申請して認定されております。

他県においてもF I Tで工事を行っているところはあります。宮崎県が特別というわけではございません。

○井本委員 九州電力株式会社以外のところで、F I Tをやっているところはあるんですか。

○丹山工務管理課長 九州内では、熊本県や大分県は公営電気事業で、九州電力株式会社ではなく、企業局としてやっております。

○井手企業局長 F I T制度ができて、当初は太陽光が主で、それが水力発電に認められたときに、「旧一電」と言われる九州電力株式会社とか、東北電力株式会社とか、大手の電力会社は当然のことながら、我々のような公営の企業体も当然回収を目途にF I Tを利用できないか、あちこちで検討し始めたということで、全国の公営企業、企業局の発電所には、F I Tで回収をしているところが多々あります。

○井本委員 分かりました。実際の需要と供給

で言ったら、どのぐらいの値段ですか。実際の電力の値段は7円とか8円とか聞いたことがあるけれども、大体そのくらいなんですか。

**○井手企業局長** もともと総括原価法で、それぞれの発電所の原価に応じた電力料金のようなものがあるかと思います。水力の場合は、私どもの売電単価で8～9円ぐらいが原価になるものではないかと思っております。

ただ、実際に、家庭とか事業者とか、ユーザーのところに行くまでには、そこに至るまでの調整の部分があったり、送配電の線路のメンテナンスがあったり、いろいろなものがかかるので、結構上乘せされていくと感じております。

**○山内委員長** ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○山内委員長** その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○山内委員長** それでは、以上をもって企業局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

---

午後1時5分再開

**○山内委員長** 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○黒木教育長** それでは、文教警察企業常任委員会資料の2ページ目の目次を御覧ください。

今回、御審議いただきます議案は、議案第1号及び第33号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第5号及び第6号)」、議案第37号「令和5年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1

号)」、議案第11号「民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について」、議案第43号「市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」の5つでございます。

次に、その他報告事項といたしまして、「宮崎県「教育の情報化」推進プラン改訂に係る検討状況について」、「県立高校生の就職内定状況について」の2件を御報告させていただきます。

それでは、予算議案について御説明申し上げます。

資料の3ページを御覧ください。

はじめに、議案第1号及び第33号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第5号及び第6号)」、議案第37号「令和5年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)」についてであります。

補正額につきましては、表に太線で囲んであるところが3か所ございますが、その一番上の合計の欄の右から2番目に記載しておりますように、一般会計が14億1,747万6,000円、下から2段目の太枠の右から2番目に記載しておりますように、特別会計が66万3,000円、これら一般会計と特別会計を合わせまして、一番下の欄の右から2番目に記載しておりますが、今回14億1,813万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

繰越明許費についてであります。表にありますとおり、1点目の「県立学校運動場整備事業」につきましては、後ほど担当課長が事業概要を御説明申し上げますが、工法の検討等に日時を要するため、2,800万円の繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

また、2点目の「練習環境整備事業」につきましては、関係機関との調整に日時を要したこ



とにより3億2,663万2,000円の繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

私からの説明は以上であります。その他の項目につきましては、引き続き関係課長が御説明申し上げますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○久保教育政策課長** 資料の3ページを御覧ください。

11月補正予算案のうち、議案第33号及び議案第37号につきましては、教育委員会全体を一括して御説明いたします。

表の右から3列目、4列目の補正額、議案第33号及び議案第37号の欄を御覧ください。これは、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定等に伴う人件費の補正であります。具体的には、給料等の月例給の引上げ分の年間所要額及び勤勉手当0.1月の引上げ相当分等を盛り込んだものでございます。補正額は、上のほうの一般会計の合計で13億8,947万6,000円、下のほうの特別会計で66万3,000円の増額となります。

**○畑中財務福利課長** 資料の3ページを御覧ください。表の左から4列目、一般会計の補正額欄のうち、左側に記載されております議案第1号において2,800万円の増額をお願いしております。

5ページを御覧ください。

上から5段目にあります(事項)県立学校運動場整備費であります。その下の説明1、設計委託料等として2,800万円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、その内容について御説明いたします。

6ページを御覧ください。

事業の目的としましては、運動場の効果的な整備を行い、生徒の体位、体力の向上を図ると

ともに、練習環境の改善・競技力向上を図るものであります。

事業の概要の(1)、事業内容であります。佐土原高等学校の4面あるテニスコートのうち1面をハードコートへ整備することとし、予算内容は委託料として2,800万円、発注方式は設計施工一括方式を予定しております。

(3)の補正理由であります。本県の県立高校の部活動における硬式テニスの競技力向上を支援する目的として、いちご株式会社より県へ2,000万円の寄附の申出がありました。この寄附を活用して、国民スポーツ大会に向けた硬式テニスの強化指定校となっている佐土原高等学校のテニスコートをハードコート化するものであります。このことにより、競技者の安全性を確保することに加え、実際の試合会場と同様の環境に近づけることで、練習環境の改善及び競技力の向上につながるものと考えております。

なお、本事業につきましては、先ほど教育長から説明がありましたとおり、繰越明許費の追加をお願いしております。

**○永井人権同和教育課長** 資料の7ページをお開きください。

議案第11号「民事訴訟事件の和解及び損害賠償の額の決定について」御説明いたします。

本議案は、和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法の規定により、県議会の議決を求めるものであります。

1の損害賠償の義務の発生の原因となる事実についてですけれども、平成30年7月22日、宮崎県立宮崎海洋高等学校カッター部における部活動中の事故に伴うものであります。

2の損害賠償の額は1,811万7,591円です。なお、賠償金については、全額、日本漁船保険組合等の保険金から充当されます。

3の損害賠償の相手方は、宮崎市の個人であります。

4の民事訴訟事件の和解についてであります。が、(3)の和解条項にありますように、アの「被告は原告に対し、本件解決金として1,600万円の支払義務があることを認める」、エの「原告は、原告は本件に関し、民事、刑事及び行政等の名目のいかににかかわらず、宮崎県立宮崎海洋高等学校の教諭等学校関係者に対する一切の責任を問わないことを約束する」などを誓約する内容であります。

○**大山教職員課長** 資料の8ページをお開きください。

議案第43号「市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

1の改正の理由についてであります。令和5年の民間給与との較差等を踏まえ、人事委員会から市町村立学校職員の給与に関する勧告がありましたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。市町村立学校職員のうち、教育職の給料表を人事委員会勧告どおりに改定いたします。

次に、3の施行期日等についてであります。公布の日から施行し、令和5年4月1日に遡って適用することとしております。

なお、資料はございませんが、行政職及び県立学校職員の給料表、勤勉手当の引上げについては、知事部局所管の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例におきまして、所要の改正が行われる予定となっております。

○**山内委員長** 執行部の説明が終了しました。

議案について、質疑はありませんか。

○**西村委員** 県立学校の運動場について、説明をいただきました。先ほどの説明の中では、いちご株式会社から2,000万円寄附があって、テニスの競技力向上を図ると話があったんですけども、佐土原高等学校に限定されていたのか、教えてください。

○**畑中財務福利課長** この件は、国民スポーツ大会に向けた硬式テニスの競技力向上に支援をしたいという寄附の申出であったと聞いております。教育委員会としましては、寄附の申し出を受け、どの学校が適しているか検討しまして、硬式テニスにおいては今回のインターハイで優秀な成績であったこと、もしくは国民スポーツ大会に向けた硬式テニスの強化指定校であることに鑑みまして、佐土原高等学校を選定したという流れになっております。

○**西村委員** 佐土原高等学校が今年すばらしい成績を上げたのは存じ上げていますけれども、佐土原高等学校だけで彼らをつくり上げたわけではなく、県のテニス協会とか、シーガイアとか、いろんなところの人たちの御協力もあったからこそなったと思います。

一方で、今度は木花の総合運動公園に多額のお金をかけてコート改修し、予算をかなり費やしているわけです。佐土原高等学校の生徒たちが木花に通うには少し遠いこともあったのかなと思うんですが、そっちにも予算を費やし、こっちにも費やしていく。その辺はどうなんでしょう。テニス協会や外部の方とも話はできたのでしょうか。

○**木宮スポーツ振興課長** 現在、佐土原高等学校は4面のコートがあって、部員20数名で練習しております。平日はどうしても学校での練習が中心で、今後、木花にもハードコートを整備することとなっておりますが、通常、平日に移

動するには時間がかかるため、テニス関係者と言いますか、学校の御意向等も伺いながら、学校に整備すると決めたところでもあります。

**○西村委員** 最後に、国民スポーツ大会を目指すことは重々分かっているんですが、最近、スポーツ強化校に指定された学校と指定されなかった学校の部活、競技力の差が、正直どんどん開いているような気がします。私が最初に議会に入った17年前に既に強化校の考え方がありましたが、そのときから比べると、どんどん学校間の力の差が出てきている。

対全国とか対世界というのは分かるんですけども、高校生の部活が教育の一環であることも考えながらやっていく。この前、テレビでラグビーをやっていましたが、いろんな強い子たちを集めても、選抜をやっても、高鍋高等学校が一強になってしまい、何年もそこばかりとなっている。強いところをより強くという気持ちは分からないでもないのですが、高校、中学校、小学校のスポーツは、いろんな人にスポーツを体験してもらったり、競技力もある程度分散していくことが必要ではないかと思います。

言い方は悪いですけども、今回は全国大会ですばらしい成績を収めたから功労賞的に使うというのは一つありかなと思うのですが、1番手、2番手の学校と、3番手、4番手の学校がどんどん離れていくようなやり方をいつまでやるのかなと少し危惧しております。

**○木宮スポーツ振興課長** 御意見ありがとうございます。委員がおっしゃったとおり、競技の全体的な底上げも当然必要だと考えております。これまでの強化指定校の指定の在り方についても様々な御意見をいただいております、競技力向上推進課が中心になっておりますが、次年度の指定に向けては、在り方について見直しを行って、

少し入替えがあるように——すごい実績を上げないとなかなか上がらない、1回強化校になってしまうとなかなか解除にならないという問題点もありましたので、その辺が改善されるよう検討を行って、次年度に向けて準備を進めているところでもあります。

**○井本委員** 基本的に、スポーツをどう考えるかだと思うんです。どうしても国スポや全国大会でいい成績を残さないといけないという目的にするのか、それともできるだけたくさんの子たちにスポーツを楽しんでもらいたいのか、どちらかにする。全国大会などで勝とうとすれば、当然、今のよう強化校という発想にならざるを得ないと思うんです。スポーツをみんなが楽しんで健康のためにやるという思考だったら、違う発想になると思うんです。

だから、どちらにするのかがはっきり定まらないので、やっても無理じゃないかという気がするんですけども、どうでしょうか。

**○木宮スポーツ振興課長** 難しい問題だと考えております。当然、競技力向上を図るには、競技人口等の拡大も含めて、普及振興を図らなければいけないと思います。

ただ、競技力向上のために競技人口を増やせばいいかというと、スポーツ、体を動かすのは、健康づくりや生きがいづくりの面もありますので、競技力向上を目的としたところではなく、普及を目指す中で、結果として競技力も向上するという考えも必要だと思います。

国スポまでには、時間が限定されていることもあって、競技力向上にも力を入れていかなければならない状況があると認識しており、今回の申出については、国スポに向けてということで、整理をさせていただいたところでもあります。

**○黒木教育長** 御指摘は、本当にそのとおりで

ございまして、両方を進めていくことを考えながら、私も悩みながら仕事をしているところでもあります。

その学校だけでいいのかというのがございます。それから、子供たちが親しむことも大事じゃないかということも間違いなくございます。それで、スポーツ振興課長と同じような答えになりますが、強化指定校について、一旦指定校になると、指定校にだけ集中するのはどうだろうか、一度しっかり協議をしてもらいまして、指定する学校の数を増やすよう裾野を広げながら、指定校になっているところも、順次、成績によっては指定を少し下げていく仕組みを一生懸命考えてもらいました。それで先ほどのような課長の発言につながっております。

順次見直しながら進めていきたいと思っております。私どもも悩んでおりますので、またぜひ御意見を賜ると大変ありがたいと思っております。

○齊藤委員 確認ですけれども、資料8ページの議案第43号「市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正する条例」は市町村の学校職員ですけれども、高等学校の先生は県職員として、総務政策常任委員会のほうで審査し改正するという考え方ですよね。

○大山教職員課長 そのとおりでございます。

○山内委員長 資料4ページのスポーツ振興課の繰越明許費の練習環境整備事業で、協議に時間を要したためと御説明があったと思いますが、その部分をもう一度詳しくお伺いしてもよろしいでしょうか。

○木宮スポーツ振興課長 繰越しにつきましては、ライフル射撃競技場の予算であります。ライフル射撃競技場の工事を進める前の手続として土壌汚染対策法に基づく土壌汚染の状況調査

を実施することが必要となったため、当初想定していた宮崎市等関係機関との調整に時間を要する事態が生じてしまいました。そのため、当初、工事開始を9月としていたのですが、1月にずれ込むことになり、今回、繰越明許費の追加をお願いしたものであります。

○山内委員長 多分、大丈夫だと思うんですけども、土壌汚染状況調査の結果は大丈夫だったのかということと、工事がずれ込むことによって、今後、予定されていた練習や大会などに影響がないのか確認させてください。

○木宮スポーツ振興課長 調査については、現在調査中で、正式な結果はまだ出ておりません。

ライフル射撃場は、50メートルで撃つ屋外の建物と、10メートルで撃つ屋内の建物の2つの施設があります。このうち、屋外の50メートルで撃つ建物を取り壊す工事をして、その跡地に両方の機能を兼ね備えた2階建ての建物を造って、造り終わった後にもう一方の10メートルの建物を壊す予定にしていたんですが、これを並行して行う調整をしております。

50メートルと10メートルの建物の両方が練習に使えない時期も出てくるんですが、ライフル協会とは協議して、了承いただいているところであります。なお、その間の大きな大会については、事前に工事の予定を入れていましたので、特に支障はないと考えております。

○山内委員長 射撃場に関しては、公安委員会の基準がどうという話もあったと思います。今回の調査の件も含めて、久しぶりの建て替えや改修なので、こういう事情が出てきているのかなとは思いますが、丁寧に進めていただきたいと要望して終わりたいと思います。

○木宮スポーツ振興課長 45年ぶりの大改修で、予想しないようなことが起こって、苦勞してい

るところですが、国民スポーツ大会に向けての施設整備は、引き続き丁寧にやってまいりますので、どうぞ御理解いただきたいと思います。

○山内委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○久保教育政策課長 資料の9ページをお開きください。

その他報告事項のうち、「宮崎県「教育の情報化」推進プラン改訂に係る検討状況について」、御説明させていただきます。

まず、1の現行プランの概要でございます。

(1)のプランの性格としましては、当プランは令和3年度に策定したものでありますが、学習指導要領で、情報活用能力が「学習の基盤となる資質能力」と位置づけられたことでありますとか、1人1台端末の整備などのGIGAスクール構想の実現の動きが一層加速していたことなどを踏まえまして、本県における教育の情報化を推進するための具体的な取組事項について整理しているものでございます。

(2)の計画の期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間でございます。また、(3)、基本目標は、中段のところだけお話しすけれども、新しい「みやざきの学び」の実現としまして、(4)、推進項目でございます4つの項目に分けまして、取組事項を整理しております。

なお、現行プランの概要につきましては、12ページに記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

また、9ページの2、改訂の理由でございます。

同プラン策定から2年を経過し、情勢の変化に対応する必要があることや、令和4年12月に国の「学校教育情報化推進計画」が策定されたこと等を踏まえまして、本年6月に策定しました「宮崎県教育振興基本計画」におきましても、教育の情報化の推進に係る施策を新たに体系づけたところでございます。これに伴いまして、教育の情報化推進関連施策をより一層推進していく必要があるということで、今回、令和6年度から令和9年度までの4年間の期間とするプランとして改訂を行いたいと考えております。

3の改訂の視点としましては、国の計画が改訂されたこと、本県の教育振興基本計画も新しく策定したこと、これと整合を図ることや、現状を踏まえた具体的な取組や目標指標の見直しを行う必要があることを考えております。

4の改訂の経緯ですが、改訂に当たり、小中学校、高等学校、特別支援学校の学校関係者や保護者の代表、学識経験者などの10名で構成する改訂委員会を設置しまして、様々な立場の方々の幅広い意見を聞きながら進めているところでございます。これまで2回ほど改訂委員会を開催し、基本目標や推進項目、具体的な取組などにつきまして、活発な御意見をいただいたところであります。

10ページを御覧ください。

御意見等を踏まえ見直しました当プランの構成案でございます。

今回の主な改訂点としましては、まず基本目標でございます。本県における子供たちの学びに向かう力を育む教育の方針を、今年度から「ひなたの学び」として進めておりますので、それに合わせる形で、分かりやすく「ICTを活用した「ひなたの学び」の実現」といたしました。

また、その下にあります(1)のICTを活

用した児童生徒の資質・能力の育成から、(4)のICT推進体制の整備と校務の改善までの4つの推進項目でありますとか、その下の黒丸に白抜きの数字で示しました11の取組事項につきましては、本年6月に策定しました、本県の教育振興基本計画に掲げております取組と合致させております。

その取組の中で、ポツで書いています事項が、今回、さらに具体的な取組として整理し直したものでございます。1人1台端末の導入から3年を経過いたしまして、教育の情報化に関しましても、導入から運用の段階に移ってきております。その中で見えてきました課題等や、現場における様々な御意見等を踏まえながら、今後進めるべき具体的な取組につきまして、最終調整を行っているところでございます。

11ページを御覧ください。

目標指標の見直し案でございます。左側の現行の目標指標は6項目設定しておりますが、このうち上の4つが基本となる指標、下の2つが取組指標となっております。右側の今回の見直し案では、上にある4つの基本指標はそのまま残しまして、これに加えて、先ほど説明した4つの推進項目ごとにそれぞれ取組指標を設定しまして、進捗状況を確認しながら進めたいと考えております。

9ページにお戻りいただきまして、右の一番下に書いてあります、5の今後のスケジュールでございます。

12月に第3回の改訂委員会を開催し、改訂案の最終検討を行いまして、大枠を決定したいと考えております。その後、1月には改訂後のプランを県教育委員会に報告いたしまして、2月には本常任委員会におきまして報告させていただく予定でございます。

○間曾高校教育課長 資料の13ページを御覧ください。

令和5年10月末現在の県立高校生の就職内定状況につきまして、御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の5類への移行や県を越えての往來の増加など、昨年までと環境が大きく変化した今年度の高校生の就職採用選考ですが、求人数も増加傾向の中、例年どおりの日程で9月16日より採用選考が開始されました。

まず、1の就職内定状況を御覧ください。最初の行にありますように、令和6年3月の卒業予定者数は男女合計6,039名であり、昨年10月末と比較いたしますと388名減少しております。その下の項目の就職希望者数では、Aの県内が1,047名、Bの県外が574名、C、合計1,621名であります。

次の項目の就職内定者数では、10月末までに就職が内定した生徒は、Dの県内が799名、Eの県外が489名、F、合計1,288名であります。

最後の項目、就職内定率を見ますと、県内が76.3%、県外が85.2%、全体では79.5%となっております。

県内就職希望者の就職内定率は例年と同程度となっておりますが、県外就職希望者の内定率は昨年度と比較いたしますと6.1ポイント高くなっております。

続きまして、2の就職内定者の県内比率を御覧いただきますと62.0%であり、昨年10月末と比較いたしますと1.4ポイント減少しております。

今後も引き続き、就職支援エリアコーディネーターをはじめとする学校職員、労働局など関係機関や学校と連携をしながら、就職内定率の向上に努めてまいります。

○山内委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○山内副委員長 宮崎県「教育の情報化」推進プランについて伺いたいと思います。

改訂委員が10名で構成されているということですが、情報化に関するものなので、例えばIT関係の人とか先端のことを分かっている人はいらっしゃる人はいっているのでしょうか。

○久保教育政策課長 改訂委員の中には、学校関係者、保護者はもちろん入っていますけれども、学識経験者として、大学の准教授を1人お招きしています。また、県のデジタル化戦略アドバイザー——県庁全体のデジタル化推進に携わっていらっしゃる方がいるんですけれども、その方も含めております。それから、民間のGMOグループの会社の方に、外部の事業者の視点から御意見をいただくような構成で進めているところでございます。

○山内副委員長 有識者が入っていらっしゃるということで、いろんな意見が出た上でのこのプランなんだろうと思います。

今回、新しい「みやざきの学び」の実現として、資料10ページの黒ポツの部分新たに具体的な取組として行うということですが、ぱっと見て、他県と比べて、何かとがった部分があり見えない、無難な気がします。

例えば、佐賀県では、デジタル教科書などを10年ぐらい前から先進的に取り入れているけれども、そういう言葉は一切出てきていない。また、先進的なものとして、ゲーミフィケーションとかゲーム的要素を取り入れた学習のシステムを活用して授業を行っている学校もある中、新しいみやざきの学びという割には、大分遅れてしまっている感じが否めないと思うんです。その辺もちょっと踏み込んだ推進プランにしていく

考えはないのでしょうか。

○久保教育政策課長 御意見ありがとうございます。

県独自とか、先進的な取組について、名称まで含めて具体的に書けるところは一応書いていますけれども、他県に先駆けて取り組む部分につきまして、予算的な裏づけ等が必要なところは、まだ落とし込めていないところでございます。問題意識は持っておりますので、検討委員会で出た意見、御指摘いただいたような意見等を踏まえ、検討していきたいと思っています。

ICT関係の情勢の変化は非常に早いものですから、このプランを令和3年度につくったときも、4年間の計画であっても前倒しして、その都度見直していくような体制でやっております。今回も、令和6年度から4年間で考えていますが、新しい取組等が入った場合には、見直しする方向で進めていきたいと考えております。

○山内副委員長 予算的な部分もあるのですが、人的な部分、例えば、高校でプログラミングができる教職員が実際にいるのか。取組の中に「各学校の実態に即したプログラミング教育の充実」とありますけれども、実際は教職員の能力に合わせたプログラミング教育になっているんじゃないかと思うんですが、きちんと対応できる人材は充実しているのでしょうか。

○久保教育政策課長 高校におきまして、「情報」の教科が追加されたことに伴い、資格を持っている方を配置しているところです。

比較的高度なものを実施しているところはございますが、まだまだ進めていかなければいけない部分も確かにあろうかと思っておりますので、そのあたりは、研修を拡充する等して、対応して

いきたいと考えております。

**○間曾高校教育課長** 補足させていただきます。  
今御指摘ありました「情報」の科目の中には、プログラミングに関する内容もございます。

大きく分けると4つの領域があると言われております。今年度、当課では7回研修を行っておりまして、4つの領域がしっかりと網羅されるように、各学校の「情報」教科を担当しておられる先生方に対し、研修会を行っております。

また今後、研修の内容をオンライン、あるいはオンデマンドで配信しながら、先生方が必要に応じて、いつでも研修していただけるよう準備を進めていこうと考えているところでございます。

**○山内副委員長** 少し突っ込んで聞かせてもらいたいのですが、プログラミング言語は、物すごくたくさんあると思うんです。例えば、ホームページはHTML言語だったり、小中学生はビジュアルベーシックで図を動かしてとか、C言語とか、今はやりの人工知能だったらプロログとか、いろんな言語があるわけです。

高校の「情報Ⅰ」は普通科で、教科書の中にも確かに幾つかあったと思うんですけども、本県の方針としては、どれを基本として進めていくのでしょうか。先生の力量によって教えるものが変わってくる感じになるのでしょうか。

**○間曾高校教育課長** どの教科書を使うかという御質問でよろしいでしょうか。

**○山内副委員長** いいえ、教科書は学校でそれぞれ選定されることだと思います。

小中学校から学ばせて、実際に言語を書かせるのは高校になると思うんですけども、宮崎県のビジョンとして、次世代を担う子供を育てる上で、具体的にプログラミング言語とか、どういったことができるレベルまで学ばせようと

しているのか、想定しているのであれば教えてください。

**○間曾高校教育課長** 令和7年度から「情報」の大学共通テストがございます。「情報Ⅰ」には「情報社会に主体的に参画するための資質・能力を育成する」とうたわれておりますので、子供たちがそういった姿勢をしっかりと身につけられるように、先ほど申し上げた先生方向けの研修会において、例えば、メディアの仕組みでありますとか、プログラミング、コンピューターの仕組みとか、そういったものを実施していきたいと考えておりますが、先生方でお困り事は一人一人違うと思います。お話を聞かせていただく機会はたくさんありますので、今何にお困りで、何が求められているのか、どういう研修をしていけばいいのか、しっかりと把握した上で実施していきたいと考えております。

**○山内副委員長** それぞれということですが、子供たちの成長が宮崎をつくっていくことになると思いますので、できればしっかりと最先端のことを研究して取り入れていただきたい、考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

**○黒木教育長** 本県におきましても、教育の情報化の推進は非常に大事だと思っております。私から、今、県で取り組んでいることを3つお話しさせていただければと思います。

1つ目は、資料10ページの見直し案の左下でございますが、情報モラル教育も非常に大事であり、しっかりと推進していこうと思っております。実践研究に校種を超えて取り組んでおります。その中で「GIGAワークブックみやぎ」というものをつくり、活用しながら進めていこうということでございます。

2点目に、そういったことで校種を超えなく



てはいけませんので、本年は教育政策課が中心になり、小・中・高の枠を超えた研修会を年間計画的に進めております。これは非常に好評で、小学校段階でどこまで学んでいるのかとか、高校でどこから始まるのかとか、そういったことがそれぞれしっかり縦軸として見えるようになってきた、あるいは情報の共有ができたところで、今後を見据えるに当たって、非常に大事な知見が得られているところでございます。

3つ目に、専門教科「情報」の教諭の採用を再開し、毎年、継続的に続けておりまして、何年まで続けるかということまで想定しながら進めているところです。年度によって、採用者数とか退職者数によって若干違うものですが、明言はできないんですけれども、継続的に専門教科「情報」の教諭がしっかりと採用できるような仕組みもつくっておりまして、宮崎の教育の情報化の推進に、先々つながると考えております。

**○井本委員** 関連ですが、改訂委員会のメンバーは、学校関係者、保護者代表、学識経験者等と書いてあります。

それこそ多様性の科学という本を読んだばかりなんですけど、どれだけ多様性を持たせるかによって、いろんなものをフォローできるかどうかが決まるんだと言うんです。垂直思考ではなくて、横に広げる水平思考みたいなものをできるだけ取り込めるような組織にしないといけない。専門家は専門のことばかりで、周りがよく見えないので、IT関係の専門家もいいけれども、全く関係のない違う分野の人間も取り入れて、そういう人たちの意見も聞くことが必要なのではないかと思うんです。

その本には、9・11でジェット機が突っ込んだとき、CIAが情報をどうしてつかめなかつ

たのかというと、CIAの連中は同じような人間ばかり集まっているらしいんです。WASPというアングロ・サクソン、優秀でみんな同じような人間ばかりで、アラブ人の考える思考に及びもつかなかったから、あんな重大事件の犯人を結局つかまえることができなかったと書いてあります。

できるだけ多様性を持たせるような組織にしないと発展はないと私は思います。今の人間の祖先はホモサピエンスでしょう。もう1つ、ネアンデルタール人というのがいて、脳の大きさはほとんど同じぐらいだったらしいです。ホモサピエンスはいろんな人と交わっていたけれども、ネアンデルタール人は非常に孤独で、結局差がついたのではないかと。いろんなところで交わることによって、発展していくのではないかと書いてありました。

情報化は、私もあまり分かる世界ではないけれども、最初に選ぶ委員会がどういう委員会かによって、随分変わるのではないかと心配しているものだから、今後、検討をよろしく願います。

**○齊藤委員** 資料13ページの県立高校生の就職内定状況で、一番下の就職内定率は、去年、おととしと、県内、県外とを比較していくと、県内、県外でさほど差がないんですけれども、今年に限って9ポイント近く差が開いていますが、どのように要因を分析されているのか教えてください。

**○間曾高校教育課長** 御指摘いただきましたように9ポイント近く差がありますが、コロナ禍前と同じような状況になってきております。県内の事業者様から内定をいただく時期は、県外の事業者様と比べると、時期的にどうしても少し遅い状況がございます。今お示ししています

のは10月末の数字で、これから先、県内、県外も含めまして、内定者が確定していきますので、この数字の差は埋まっていくものと思っております。

また、1の(A)、県内のところを御覧いただきますと、令和4年3月卒業の1,187名から今年度末卒業予定は1,047名と減っているように見えるのですが、県内の就職希望率は年々高まっております。今年はこの10年間の中で最高値の64.6%となっております。この生徒たちが内定をいただきましたら県内の内定率も上がってきますので、県内比率も高まってくると考えております。未内定者もおりますので、継続的にしっかりと指導していきたいと考えております。

○齊藤委員 今年、県内を希望される生徒が最高値の要因はコロナでしょうか。

○間曾高校教育課長 コロナとは言えないところがございます。県内就職率は平成27年に一番落ち込んだ時期がございました。それから、雇用労働政策課や労働局、各学校の先生方や就職支援エリアコーディネーター等が様々な県内の企業とお話をさせていただく中で、働きかけもしていただいて、年々子供たちの県内就職への希望は高まってきている状況でございます。時期によってはコロナもあったかもしれませんが、10年間という長いスパンで見ても伸びている傾向にございます。

○山内委員長 その他何かありませんか。

○前屋敷委員 給食の件で、ホーユアの事業が停止された後、いろんなデータは見せてもらったんですけども、もう1度、今の状況を詳しく御説明いただければと思います。

○畑中財務福利課長 ホーユアの件につきましては、せんだって委員の皆様には御報告させていただきましたが、11月までは調理員を会計年

度任用職員として任用いたしました。新たに入札を行いまして、12月から新たな事業者と契約を開始し、順調に給食を再開できております。

○前屋敷委員 では以前と変わりなく、今きっちりとされているということですね。

○畑中財務福利課長 委託業者は替わりましたけれども、調理員はそのまま継続して雇用できておりますし、順調に給食を再開できている状況でございます。

○前屋敷委員 現場で調理に携わられる皆さんは、以前と変わらず仕事をされておられるということで少し安心したんですけども、統率される事業者は、給食に関して経験のあるところなのかなと思ったのですが、その辺は心配ないですね。

○畑中財務福利課長 ホーユアのときもそうだったんですけども、これまでも実績のある事業者が選定されておりましたし、県の入札参加資格名簿に登載されている事業者を選定しておりますので、実績がある事業者から選定している状況でございます。

○前屋敷委員 分かりました。

○山内委員長 関連でもございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時4分休憩

---

午後2時8分再開

○山内委員長 それでは委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、明日、

行いたいと思います。

開会時刻は、午後1時10分としたいのですが  
よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、そのように決定いた  
します。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、以上をもちまして本  
日の委員会を終わります。

午後2時8分散会

令和5年12月7日(木曜日)

---

午後1時8分再開

---

出席委員(7人)

委員	長	山内	佳菜子
副委員	長	山内	いっとく
委員		西村	賢
委員		日高	陽一
委員		前屋敷	恵美
委員		齊藤	了介
委員		井本	英雄

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主幹	黒田	真紀
政策調査課主査	西尾	明

---

○山内委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に賛否も含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時8分休憩

---

午後1時8分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

それでは採決を行います。

採決につきましては議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括でお願いします」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは一括して採決いたします。

議案第1号、議案第11号、議案第27号、議案

第33号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第43号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第11号、議案第27号、議案第33号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第43号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時9分休憩

---

午後1時10分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、1月18日木曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時11分休憩

---

午後1時15分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

それでは、1月18日の閉会中の委員会につきましても、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 委員の皆様、お疲れさまでした。

ないようですので、委員会を閉会いたします。

午後1時16分閉会



署 名

文教警察企業常任委員会委員長 山 内 佳菜子

